

鳥取市民会館減免制度について

令和7年4月1日より鳥取市民会館の減免が新しくなりました！

対象者・利用目的	利用区分	減免対象	減免率
◆ 麒麟のまち圏域(鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町)にある保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の幼児、児童、生徒または学生 が利用するとき 	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料	50%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
◆ 鳥取市内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校の幼児、児童、又は生徒が利用するとき	年1回に限り平日に行う 練習・準備・本番 のいずれか	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	100%
◆ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・専修学校の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき ◆ 障がい者、要介護者が利用するとき	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆ 一般が主催する行事で1階席のみ(355席)利用するとき(1ヶ月以内の練習又は準備を含む)	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆ 39歳以下の鳥取市芸術家バンク登録者が、その登録内容で利用するとき ※ 出演者の過半数が39歳以下であること	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料	50%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
◆ 子ども・若者を対象とした文化芸術公演 ※ 公演の対象年齢は0歳から39歳までとする	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%

対象者・利用目的	利用区分	減免対象	減免率
◆鳥取市内の文化団体協議会に加盟する団体が利用するとき ・ 鳥取市文化団体協議会 ・ 福部町文化協会 ・ 河原町文化協会 ・ 用瀬町文化団体協議会 ・ 佐治町文化協会 ・ 気高町文化協会 ・ 鹿野町文化団体連絡協議会 ・ 青谷町文化協議会	本番を含む３０日以内に 利用する団体の練習・準備	施設利用料	75%
		冷暖房利用料	50%
	上記以外の練習・準備	冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料 冷暖房利用料	
	大ホール以外 の施設		

※詳しくは会館スタッフにおたずねください

最新情報やSNSは公式HPからチェック！

鳥取市民会館

鳥取市民会館 (TOTTORI CIVIC HALL)

〒680-0041 鳥取市掛出町12番地

TEL 0857-24-9411

休館日 毎月第3火曜日(祝日の場合は翌平日) 12/29~1/3



《市民会館HP》

一般財団法人鳥取市教育福祉振興会